

たかはたブランド認証要綱

(目的)

第1条 この要綱は、ブランドを活用した本町のまちづくりの一環として、食の感性を訴求する確かな品質や技術を伝える本町の地場産品等である証を広くアピールし、併せて購買者の信頼を高め特産品等の競争力強化を図るため、認証基準に適合するたかはたブランド認証に関し必要な事項を定める。

(メイドインたかはた認証委員会)

第2条 認証基準を定める特産品等の選定や「たかはたブランド」の認証に関する重要事項の審議並およびたかはたブランドのレベルアップを諮るため、メイドインたかはた認証委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2 委員会は委員10名以内をもって組織する。
- 3 委員の任期は、3年間とする。
- 4 委員会の運営については、別に定める。

(認証基準)

第3条 たかはたブランドの認証対象品は、別表1に定める町内の事業所で製造される製品または町内で収穫される農畜産物とし、認証基準評価項目は別表2に定めるものとする。

- 2 前項の他、日本農林規格に規定される製品については当該規格に沿った製造・生産並びに表示基準が満たされていること。
- 3 製造物責任法（PL法）の対象となる製造物については、保険加入に努めるものとする。

(認証申請・認証決定等)

第4条 たかはたブランドの認証（以下「認証」という。）を受けようとする製造者・生産者は、たかはたブランド認証申請書（別紙様式1）により委員会に申請するものとする。

- 2 前項の申請は、認証を受けようとする商品を添付して行うものとする。
- 3 第1項に規定する申請が行われた場合は、年2回開催する定例委員会で製造・生産等に関し認証基準項目と照合及び審査を行い認証を決定するものとする。
- 4 委員長は前項の決定により認証を決定したときは、当該申請者に対して認証書（別

紙様式2)を交付するものとする。なお、認められない場合はその理由を通知する。

(認証マークの表示)

第5条 前条の規定により認証を受けた商品の製造者・生産者は、別に定めるたかはたブランド認証マークを当該商品の容器または包装にシール貼付または印刷表示することができる。

2 前項の認証マークのシール貼付または印刷表示に要する費用は、認証製造者・生産者の負担とする。

3 認証マークの使用にあたっては、別表3に定める認証使用料を納付しなければならない。

(認証の有効期間及び更新)

第6条 第4条第3項または第4項の規定による認証期間は、認証の日から3年間とする。

2 認証の更新を受けようとする認証製造者・生産者は、当該認証の有効期間の満了する日の3ヶ月前までに、たかはたブランド認証更新申請者(別紙様式3)により委員長に申請し委員会の再審査を受けるものとする。

3 委員長は委員会による再審査で前項の申請を適当と認められたときは、認証を更新するとともに、当該申請者に対して認証書を交付するものとする。

4 前項の規定により更新される認証の有効期間は、第1項に規定する認証の有効期間の満了する日の翌日から3年間とする。

(認証書記載事項の変更届出)

第7条 認証製造者・生産者は、交付された認証書(以下「交付認証書」という。)の記載事項に変更があった場合は、当該交付認証書を添付して、速やかにたかはたブランド認証書記載事項変更届出書(別紙様式4)により委員長に届けるものとする。

2 委員長は、前項の届出書を受理したときは、当該届出者に対して必要な記載事項を記入した認証書を交付するものとする。

(点検及び指示)

第8条 委員会は、この事業の適正な運用を図るため、委員長の指示で認証したたかはたブランド認証書記載事項に関する点検を行うことができる。

2 認証製造者・生産者は、前項の規定に基づいて委員会が行う点検に協力するとともに、その指示に従うものとする。

(認証基準遵守のチェックと責任の所在・事故等への対応)

第9条 本制度は、製造者・生産者の意思による申請を前提に、自主申告・自主管理を原則とすることから、認証した商品に問題が生じた場合の責任は、製造者・生産者自身に帰属するものであり、認証商品の流通や販売、認証商品の消費や使用において事故等が発生したときは一切の責任を負うこと。

2 認証製造者・生産者は、前項に定める事故等の内容が確認できたときには委員会に速やかに連絡すること。なお、委員会の指示があったときは、その報告書を提出すること。

3 委員会が認証商品の苦情等を受け付けたときは、認証製造者・生産者に対し速やかにその内容を連絡する。認証製造・生産者はこれに誠意をもって対応し、その状況を報告すること。

4 委員長は事故等の内容を一般に広く知らせる必要があると認めるときは、町ホームページでその内容を公表する。なお、新聞社及びテレビ局等の報道機関への情報提供も同様とする。

5 委員長は前項の公表により、認証製造・生産者及びその取引先において、経済的な損害その他不測の事態が発生した場合でも一切の責任及び負担を負わないものとする。

(認証の取消し)

第10条 委員長は、認証製造・生産者が次のいずれかに該当すると認めるときは、当該商品に対する認証を取り消すことができる。

(1) 認証の取り消しの届出があった場合

(2) 認証マークを不適正に使用したとき

(3) その他認証を取り消すべき重大な事由が生じたとき。

2 委員長は、この要綱に重大な違反をして認証を受け、またはたかはたブランドに対する信頼を失墜させる行為を行った者がある場合、直ちに該当者の受けた認証商品の取り消しを行い、再度の認証申請も拒否することができる。

3 委員長は、第1項の規定に基づき認証を取り消した場合は、認証製造者・生産者にその旨通知するものとする。

4 第1項第1号の認証の取り消しの届け出は、たかはたブランド認証取消届出書（別紙様式5）により行うものとする。

(補則)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は委員長が定める。

付 則

この要綱は、平成 19 年 10 月 9 日より施行する。

この要綱は、平成 21 年 1 月 16 日より施行する。

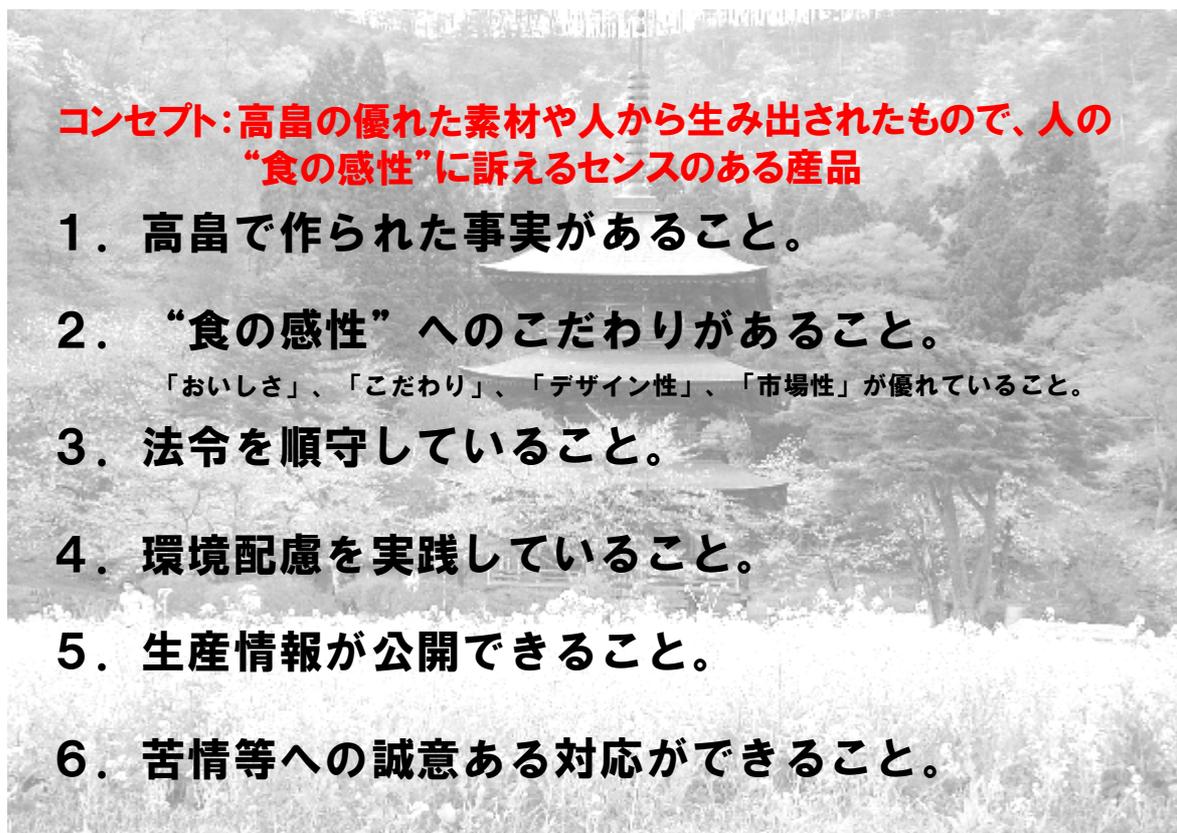
この要綱は、平成 22 年 10 月 28 日より施行する。

別表 1 (第 3 条第 1 項関係)

たかはたブランド認証対象品

大分類	中分類	小分類
食 品	1 菓子類	(1) だんご、餅菓子、伝統的な菓子類 (2) たかはた銘菓 (3) パン、ケーキ類 (4)ゼリー類
	2 飲料	(1) 果汁飲料 (2) 乳飲料 (3) その他の飲料
	3 麺類	(1) そば (2) 中華麺 (3) その他の麺類
	4 加工食品類	(1) 味噌、醤油類 (2) 豆腐類 (3) 納豆類 (4) 加工肉類 (5) 漬物類 (6) 果実、野菜等加工品類 (7) 缶詰、瓶詰、レトルトパック類 (8) その他の加工食品
	5 生鮮食品類	(1) 米
	6 酒類	(1) 清酒類 (2) 焼酎類 (3) 果実酒類
	7 その他の食品類	中分類 1 ～ 6 以外のもの

たかはたブランド認証基準評価項目



“食の感性”の判断基準

判断基準	解 説	キーワード
おいしさ	何と云ってもおいしいこと。人に勧めたくなるうまさがあること。	おいしさ
こだわり	そのおいしさを裏付けるもの（こと）があること。	物語性、安全・安心、納得、こころざし
デザイン性	形状、色彩、質（食）感などが特徴的なこと。また、商品コンセプトとのバランスがとれていること。	目を引く、バランス
市場性	市場での現状と将来性に優位性があること。また、期待できること。高畠町のイメージアップにつながるものであること。	認知度、ネーミング、優位性、イメージアップ

別表3（第5条第3項関係）

たかはたブランド認証使用料

1品目 3年間 (ただし、生鮮食料品は除く。)	30,000円
----------------------------	---------